⑻　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑼　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。
⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　詳細は、入札説明書による。
６　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiyuki Suzuki, Director, North Kanto Defense Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction that newly establishes, and constructs public office building in Camp Katsuta
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 December 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 16 February 2011 (tenders brought with 12 : 00 P.M. 16 February 2011 or submitted by mail : 5 : 00 P.M. 16 February 2011)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city 〒330―9721 TEL 048―600―1826

○第６号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　相馬原㉒庁舎新設等建築その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　群馬県北群馬郡榛東村
⑷　工事内容
ア　庁舎新設
構造：鉄筋コンクリート造６階建て
規模：建物延べ面積　約9,900㎡
附帯土木工事
イ　車庫新設
構造：鉄骨造平屋建て
規模：建物延べ面積　約70㎡
ウ　自転車置場新設
構造：鉄骨造平屋建て
規模：建物延べ面積　約40㎡
⑸　今回の工事範囲
ア　庁舎新設　仮設（一部）・土・地業・鉄筋・コンクリート・鉄骨・防水（一部）・屋根及びとい（一部）・金属（一部）・左官（一部）・建具（一部）・塗装（一部）・内装（一部）・ユニット（一部）
イ　車庫新設　全て
ウ　自転車置場新設　全て
⑹　工期　平成25年３月29日まで
ただし、庁舎新設は、平成24年12月25日までとする。
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　約9,500㎥
鉄筋　約1,500ｔ
鉄骨　約30ｔ
ガラス　約900㎡
⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑷　平成７年度以降に、元請けとして、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の６階建て以上で、規模が建物延べ面積9,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
・一級建築施工管理技士の資格を有する者。
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
イ　平成７年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。